相鉄総発１９第１４５号
２０１９年７月２日

国土交通大臣
石井　啓一　殿

神奈川県横浜市西区北幸二丁目９番１４号
相模鉄道株式会社
代表取締役社長　千原　広[redacted]

鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請書

当社では、このたび標記の旅客運賃上限を別紙のとおり変更いたしたく、鉄道事業法第１６条第１項の規定に基づき関係書類を添付のうえ申請いたします。

関東運輸局 鉄監査 受付 1.7.2 第123号

別　紙

１．氏名又は名称及び住所

神奈川県横浜市西区北幸二丁目９番１４号
相模鉄道株式会社
代表取締役社長　千原　広司

２．変更しようとする運賃の上限を適用する路線

横　　浜	～	海　老　名	（本　　線）	２４．６キロ
二　俣　川	～	湘　南　台	（いずみ野線）	１１．３キロ
西　　谷	～	羽沢横浜国大	（相鉄・ＪＲ直通線）	２．１キロ

３．変更しようとする運賃の上限の種類、額及び適用方法

別添のとおり。
なお、すべての運賃は消費税等を含んだ額である。税抜の運賃は消費税を含んだ運賃に１１０分の１００を乗じ、１円未満のは数を１円単位に切り上げた額とする。

４．変更を必要とする理由

２０１９年１０月１日より消費税率及び地方消費税率（以下「消費税率等」という。）が８％から１０％に引き上げられることに伴い、輸送サービスの対価である旅客運賃に消費税率等引き上げ相当分を転嫁するため。
消費税率等の引き上げ分をより適正に転嫁できることから、ＩＣカードを利用した場合の普通旅客運賃については、引き続き１円単位の運賃とする。

５．鉄道事業法施行規則第３２条第４項に基づき、所定運賃を上限の種類、額及び適用方法と同じものとする。

以　上

別　添

変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法

現　　行	申　　請
第一　旅客運賃の計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額とする。 1　普通旅客運賃 対キロ区間制とする。（別表のとおり） (1)、(2)、(3)　略 (4) 片道普通旅客運賃の計算方 ア 大人旅客運賃 (ｱ) 1円単位運賃 3キロメートルまで　１４４円 3キロメートルを超え 7キロメートルまで　１７４円 7キロメートルを超え １１キロメートルまで　１９５円 １１キロメートルを超え １５キロメートルまで　２２６円 １５キロメートルを超え １９キロメートルまで　２５８円 １９キロメートルを超え ２３キロメートルまで　２７８円 ２３キロメートルを超え ２６キロメートルまで　３０８円 (ｲ) １０円単位運賃 3キロメートルまで　１５０円 3キロメートルを超え 7キロメートルまで　１８０円	第一　旅客運賃の計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額とする。 1　普通旅客運賃 対キロ区間制とする。（別表のとおり） (1)、(2)、(3)　略 (4) 片道普通旅客運賃の計算方 ア 大人旅客運賃 (ｱ) 1円単位運賃 3キロメートルまで　１４７円 3キロメートルを超え 7キロメートルまで　１７８円 7キロメートルを超え １１キロメートルまで　１９９円 １１キロメートルを超え １５キロメートルまで　２３１円 １５キロメートルを超え １９キロメートルまで　２６２円 １９キロメートルを超え ２３キロメートルまで　２８３円 ２３キロメートルを超え ２６キロメートルまで　３１４円 (ｲ) １０円単位運賃 3キロメートルまで　１５０円 3キロメートルを超え 7キロメートルまで　１８０円

現　　行	申　　請
7キロメートルを超え 11キロメートルまで　　200円 11キロメートルを超え 15キロメートルまで　　230円 15キロメートルを超え 19キロメートルまで　　260円 19キロメートルを超え 23キロメートルまで　　280円 23キロメートルを超え 26キロメートルまで　　310円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで　　200円 11キロメートルを超え 15キロメートルまで　　240円 15キロメートルを超え 19キロメートルまで　　270円 19キロメートルを超え 23キロメートルまで　　290円 23キロメートルを超え 26キロメートルまで　　320円
(ｳ) いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合 いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記(ｱ)(ｲ)それぞれの運賃に次の金額を加算した額とする。 (i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、40円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが6km以下の場合は20円を加算する。 (ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は30円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。	(ｳ) いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合 いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記(ｱ)(ｲ)それぞれの運賃に次の金額を加算した額とする。 (i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、40円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが6km以下の場合は20円を加算する。 (ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は30円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。
(ｴ) 相鉄・ＪＲ直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、30円を加算する。	(ｴ) 相鉄・ＪＲ直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、30円を加算する。
イ、ウ　略	イ、ウ　略

現　　行	申　　請
2　定期旅客運賃 表定制とする。（別表のとおり） (1)、(2)　略 (3) 定期旅客運賃の計算方（１か月運賃） ア 通勤定期旅客運賃 １キロメートルまで　３，６８０円 １キロメートルを超え ２キロメートルまで　４，２７０円 ２キロメートルを超え ３キロメートルまで　４，８７０円 ３キロメートルを超え ４キロメートルまで　５，５８０円 ４キロメートルを超え ５キロメートルまで　６，２９０円 ５キロメートルを超え ６キロメートルまで　６，６８０円 ６キロメートルを超え ７キロメートルまで　７，０７０円 ７キロメートルを超え ８キロメートルまで　７，３６０円 ８キロメートルを超え ９キロメートルまで　７，６６０円 ９キロメートルを超え １０キロメートルまで　７，９６０円 １０キロメートルを超え １１キロメートルまで　８，２５０円	2　定期旅客運賃 表定制とする。（別表のとおり） (1)、(2)　略 (3) 定期旅客運賃の計算方（１か月運賃） ア 通勤定期旅客運賃 １キロメートルまで　３，７４０円 １キロメートルを超え ２キロメートルまで　４，３４０円 ２キロメートルを超え ３キロメートルまで　４，９６０円 ３キロメートルを超え ４キロメートルまで　５，６８０円 ４キロメートルを超え ５キロメートルまで　６，４００円 ５キロメートルを超え ６キロメートルまで　６，８００円 ６キロメートルを超え ７キロメートルまで　７，２００円 ７キロメートルを超え ８キロメートルまで　７，４９０円 ８キロメートルを超え ９キロメートルまで　７，８００円 ９キロメートルを超え １０キロメートルまで　８，１００円 １０キロメートルを超え １１キロメートルまで　８，４００円

現　　行		申　　請	
１１キロメートルを超え１２キロメートルまで	８，５３０円	１１キロメートルを超え１２キロメートルまで	８，６８０円
１２キロメートルを超え１３キロメートルまで	８，８１０円	１２キロメートルを超え１３キロメートルまで	８，９７０円
１３キロメートルを超え１４キロメートルまで	９，０９０円	１３キロメートルを超え１４キロメートルまで	９，２５０円
１４キロメートルを超え１５キロメートルまで	９，３７０円	１４キロメートルを超え１５キロメートルまで	９，５４０円
１５キロメートルを超え１６キロメートルまで	９，６６０円	１５キロメートルを超え１６キロメートルまで	９，８３０円
１６キロメートルを超え１７キロメートルまで	９，９６０円	１６キロメートルを超え１７キロメートルまで	１０，１４０円
１７キロメートルを超え１８キロメートルまで	１０，２６０円	１７キロメートルを超え１８キロメートルまで	１０，４５０円
１８キロメートルを超え１９キロメートルまで	１０，５６０円	１８キロメートルを超え１９キロメートルまで	１０，７５０円
１９キロメートルを超え２０キロメートルまで	１０，７７０円	１９キロメートルを超え２０キロメートルまで	１０，９６０円
２０キロメートルを超え２１キロメートルまで	１０，９９０円	２０キロメートルを超え２１キロメートルまで	１１，１９０円
２１キロメートルを超え２２キロメートルまで	１１，２１０円	２１キロメートルを超え２２キロメートルまで	１１，４１０円
２２キロメートルを超え２３キロメートルまで	１１，４２０円	２２キロメートルを超え２３キロメートルまで	１１，６３０円
２３キロメートルを超え２４キロメートルまで	１１，７３０円	２３キロメートルを超え２４キロメートルまで	１１，９４０円

現　　行	申　　請
２４キロメートルを超え ２５キロメートルまで　　１２，０４０円 ２５キロメートルを超え ２６キロメートルまで　　１２，３５０円 ただし、次の場合は、それぞれの額を加算する。 いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。 (i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、８４０円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが６ｋｍ以下の場合は４２０円を加算する。 (ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は６３０円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。 相鉄・ＪＲ直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、１，１４０円を加算した額とする。 イ 通学定期旅客運賃 １キロメートルまで　　１，１７０円 １キロメートルを超え ２キロメートルまで　　１，３９０円 ２キロメートルを超え ３キロメートルまで　　１，６２０円 ３キロメートルを超え ４キロメートルまで　　１，８３０円	２４キロメートルを超え ２５キロメートルまで　　１２，２６０円 ２５キロメートルを超え ２６キロメートルまで　　１２，５７０円 ただし、次の場合は、それぞれの額を加算する。 いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。 (i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、８６０円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが６ｋｍ以下の場合は４３０円を加算する。 (ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は６４０円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。 相鉄・ＪＲ直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、１，１６０円を加算した額とする。 イ 通学定期旅客運賃 １キロメートルまで　　１，１９０円 １キロメートルを超え ２キロメートルまで　　１，４１０円 ２キロメートルを超え ３キロメートルまで　　１，６５０円 ３キロメートルを超え ４キロメートルまで　　１，８６０円

現　　行		申　　請	
４キロメートルを超え５キロメートルまで	２，０４０円	４キロメートルを超え５キロメートルまで	２，０７０円
５キロメートルを超え６キロメートルまで	２，２６０円	５キロメートルを超え６キロメートルまで	２，３００円
６キロメートルを超え７キロメートルまで	２，４７０円	６キロメートルを超え７キロメートルまで	２，５１０円
７キロメートルを超え８キロメートルまで	２，６５０円	７キロメートルを超え８キロメートルまで	２，６９０円
８キロメートルを超え９キロメートルまで	２，８２０円	８キロメートルを超え９キロメートルまで	２，８７０円
９キロメートルを超え１０キロメートルまで	３，０００円	９キロメートルを超え１０キロメートルまで	３，０５０円
１０キロメートルを超え１１キロメートルまで	３，１７０円	１０キロメートルを超え１１キロメートルまで	３，２１０円
１１キロメートルを超え１２キロメートルまで	３，３２０円	１１キロメートルを超え１２キロメートルまで	３，３７０円
１２キロメートルを超え１３キロメートルまで	３，４６０円	１２キロメートルを超え１３キロメートルまで	３，５１０円
１３キロメートルを超え１４キロメートルまで	３，６１０円	１３キロメートルを超え１４キロメートルまで	３，６６０円
１４キロメートルを超え１５キロメートルまで	３，７５０円	１４キロメートルを超え１５キロメートルまで	３，８００円
１５キロメートルを超え１６キロメートルまで	３，８７０円	１５キロメートルを超え１６キロメートルまで	３，９３０円
１６キロメートルを超え１７キロメートルまで	４，０００円	１６キロメートルを超え１７キロメートルまで	４，０６０円

現　　行	申　　請
１７キロメートルを超え １８キロメートルまで　　４，１２０円	１７キロメートルを超え １８キロメートルまで　　４，１８０円
１８キロメートルを超え １９キロメートルまで　　４，２４０円	１８キロメートルを超え １９キロメートルまで　　４，３００円
１９キロメートルを超え ２０キロメートルまで　　４，３６０円	１９キロメートルを超え ２０キロメートルまで　　４，４３０円
２０キロメートルを超え ２１キロメートルまで　　４，４７０円	２０キロメートルを超え ２１キロメートルまで　　４，５４０円
２１キロメートルを超え ２２キロメートルまで　　４，５８０円	２１キロメートルを超え ２２キロメートルまで　　４，６５０円
２２キロメートルを超え ２３キロメートルまで　　４，７００円	２２キロメートルを超え ２３キロメートルまで　　４，７７０円
２３キロメートルを超え ２４キロメートルまで　　４，７６０円	２３キロメートルを超え ２４キロメートルまで　　４，８３０円
２４キロメートルを超え ２５キロメートルまで　　４，８２０円	２４キロメートルを超え ２５キロメートルまで　　４，８９０円
２５キロメートルを超え ２６キロメートルまで　　４，８８０円	２５キロメートルを超え ２６キロメートルまで　　４，９６０円
ただし、次の場合は、それぞれの額を加算する。 いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。 (i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、４３０円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが６ｋｍ	ただし、次の場合は、それぞれの額を加算する。 いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。 (i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、４４０円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが６ｋｍ

現　　行	申　　請
以下の場合は２１０円を加算する。 (ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は３２０円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。 相鉄・ＪＲ直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、４３０円を加算した額とする。 (4)、(5)、(6)　略 ３、４、５　略	以下の場合は２１０円を加算する。 (ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は３３０円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。 相鉄・ＪＲ直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、４４０円を加算した額とする。 (4)、(5)、(6)　略 ３、４、５　略

別　表

現　　行

普通旅客運賃

初程	1円単位運賃
1	144　円
2	144
3	144
4	174
5	174
6	174
7	174
8	195
9	195
10	195
11	195
12	226
13	226
14	226
15	226
16	258
17	258
18	258
19	258
20	278
21	278
22	278
23	278
24	308
25	308
26	308

初程	10円単位運賃
1	150　円
2	150
3	150
4	180
5	180
6	180
7	180
8	200
9	200
10	200
11	200
12	230
13	230
14	230
15	230
16	260
17	260
18	260
19	260
20	280
21	280
22	280
23	280
24	310
25	310
26	310

申　　請

普通旅客運賃

初程	1円単位運賃
1	147　円
2	147
3	147
4	178
5	178
6	178
7	178
8	199
9	199
10	199
11	199
12	231
13	231
14	231
15	231
16	262
17	262
18	262
19	262
20	283
21	283
22	283
23	283
24	314
25	314
26	314

初程	10円単位運賃
1	150　円
2	150
3	150
4	180
5	180
6	180
7	180
8	200
9	200
10	200
11	200
12	240
13	240
14	240
15	240
16	270
17	270
18	270
19	270
20	290
21	290
22	290
23	290
24	320
25	320
26	320

※参考

初程	税抜運賃
1	134　円
2	134
3	134
4	162
5	162
6	162
7	162
8	181
9	181
10	181
11	181
12	210
13	210
14	210
15	210
16	239
17	239
18	239
19	239
20	258
21	258
22	258
23	258
24	286
25	286
26	286

※参考として表示した「税抜運賃」とは、2014年3月31日時点の税込普通旅客運賃に105分の5を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）をいう。この「税抜運賃」は申請普通旅客運賃を算出するための基準となる運賃である。

別　表　つづき

現　　行

定期旅客運賃（１か月）

通勤定期旅客運賃

キロ程	運　賃
1	3,680　円
2	4,270
3	4,870
4	5,580
5	6,290
6	6,680
7	7,070
8	7,360
9	7,660
10	7,960
11	8,250
12	8,530
13	8,810
14	9,090
15	9,370
16	9,660
17	9,960
18	10,260
19	10,560
20	10,770
21	10,990
22	11,210
23	11,420
24	11,730
25	12,040
26	12,350

通学定期旅客運賃

キロ程	運　賃
1	1,170　円
2	1,390
3	1,620
4	1,830
5	2,040
6	2,260
7	2,470
8	2,650
9	2,820
10	3,000
11	3,170
12	3,320
13	3,460
14	3,610
15	3,750
16	3,870
17	4,000
18	4,120
19	4,240
20	4,360
21	4,470
22	4,580
23	4,700
24	4,760
25	4,820
26	4,880

申　　請

定期旅客運賃（１か月）

通勤定期旅客運賃

キロ程	運　賃
1	3,740　円
2	4,340
3	4,960
4	5,680
5	6,400
6	6,800
7	7,200
8	7,490
9	7,800
10	8,100
11	8,400
12	8,680
13	8,970
14	9,250
15	9,540
16	9,830
17	10,140
18	10,450
19	10,750
20	10,960
21	11,190
22	11,410
23	11,630
24	11,940
25	12,260
26	12,570

通学定期旅客運賃

キロ程	運　賃
1	1,190　円
2	1,410
3	1,650
4	1,860
5	2,070
6	2,300
7	2,510
8	2,690
9	2,870
10	3,050
11	3,210
12	3,370
13	3,510
14	3,660
15	3,800
16	3,930
17	4,060
18	4,180
19	4,300
20	4,430
21	4,540
22	4,650
23	4,770
24	4,830
25	4,890
26	4,960

添　付　書　類

１．実測換算中心キロ程表

２．営業キロ程表

３．申請普通旅客運賃表（１円単位運賃、１０円単位運賃）

４．現行・申請運賃一覧表（普通、通勤、通学）

５．旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃現行・申請対照表

６．旅客運輸収入表

７．定期運賃平均割引率および増収率

1. 実測換算中心キロ程表

駅名		キロ程		摘要
（本線）		（横浜起点）		
		K	M	
横浜	よこはま	0	000	横浜市西区南幸一丁目5番1号
平沼橋	ひらぬまばし	0	860	〃　〃 西平沼町3番7号
西横浜	にしよこはま	1	760	〃　〃 西平沼町8番1号
天王町	てんのうちょう	2	440	〃 保土ヶ谷区天王町二丁目45番5号
星川	ほしかわ	3	280	〃　〃　星川一丁目1番1号
和田町	わだまち	4	300	〃　〃　仏向町4番地
上星川	かみほしかわ	5	000	〃　〃　上星川一丁目1番1号
西谷	にしや	6	920	〃　〃　西谷町1101番地
鶴ヶ峰	つるがみね	8	450	〃 旭区鶴ヶ峰二丁目78番地
二俣川	ふたまたがわ	10	500	〃　〃 二俣川二丁目91番地7
希望ヶ丘	きぼうがおか	12	220	〃　〃 中希望が丘265番地
三ツ境	みつきょう	13	560	〃 瀬谷区三ツ境4番地
瀬谷	せや	15	500	〃　〃 瀬谷四丁目1番地1
大和	やまと	17	420	大和市中央二丁目1番1号
相模大塚	さがみおおつか	19	300	〃 桜森三丁目1番1号
さがみ野	さがみの	20	450	海老名市東柏ヶ谷二丁目30番28号
かしわ台	かしわだい	21	840	〃　柏ヶ谷1026番地
海老名	えびな	24	600	〃　上郷1117番地

駅名		キロ程		摘要
（いずみ野線）		（二俣川起点）		
		K	M	
二俣川	ふたまたがわ	0	000	横浜市旭区二俣川二丁目91番地7
南万騎が原	みなみまきがはら	1	600	〃　〃 柏町128番地
緑園都市	りょくえんとし	3	100	〃 泉区緑園三丁目1番1号
弥生台	やよいだい	4	900	〃　〃 弥生台5番2号
いずみ野	いずみの	5	950	〃　〃 和泉町5736番地
いずみ中央	いずみちゅうおう	8	150	〃　〃　〃　3540番地
ゆめが丘	ゆめがおか	9	330	〃　〃 下飯田町1555番地9
湘南台	しょうなんだい	11	290	藤沢市湘南台二丁目41番17号

（相鉄・JR直通線）		（西谷起点）		
		K	M	
西谷	にしや	0	000	横浜市保土ヶ谷区西谷町1101番地
羽沢横浜国大	はざわよこはまこくだい	2	080	〃　〃　羽沢南二丁目471番3号

2. 営業キロ程表

本線																		いずみ野線							相鉄・JR直通線
横浜	0.9	1.8	2.4	3.3	4.3	5.0	6.9	8.5	10.5	12.2	13.6	15.5	17.4	19.3	20.5	21.8	24.6	12.1	13.6	15.4	16.5	18.7	19.8	21.8	9.0
	平沼橋	0.9	1.5	2.4	3.4	4.1	6.0	7.6	9.6	11.3	12.7	14.6	16.5	18.4	19.6	20.9	23.7	11.2	12.7	14.5	15.6	17.8	18.9	20.9	8.1
		西横浜	0.6	1.5	2.5	3.2	5.1	6.7	8.7	10.4	11.8	13.7	15.6	17.5	18.7	20.0	22.8	10.3	11.8	13.6	14.7	16.9	18.0	20.0	7.2
			天王町	0.9	1.9	2.6	4.5	6.1	8.1	9.8	11.2	13.1	15.0	16.9	18.1	19.4	22.2	9.7	11.2	13.0	14.1	16.3	17.4	19.4	6.6
				星川	1.0	1.7	3.6	5.2	7.2	8.9	10.3	12.2	14.1	16.0	17.2	18.5	21.3	8.8	10.3	12.1	13.2	15.4	16.5	18.5	5.7
					和田町	0.7	2.6	4.2	6.2	7.9	9.3	11.2	13.1	15.0	16.2	17.5	20.3	7.8	9.3	11.1	12.2	14.4	15.5	17.5	4.7
						上星川	1.9	3.5	5.5	7.2	8.6	10.5	12.4	14.3	15.5	16.8	19.6	7.1	8.6	10.4	11.5	13.7	14.8	16.8	4.0
							西谷	1.6	3.6	5.3	6.7	8.6	10.5	12.4	13.6	14.9	17.7	5.2	6.7	8.5	9.6	11.8	12.9	14.9	2.1
								鶴ヶ峰	2.0	3.7	5.1	7.0	8.9	10.8	12.0	13.3	16.1	3.6	5.1	6.9	8.0	10.2	11.3	13.3	3.7
									二俣川	1.7	3.1	5.0	6.9	8.8	10.0	11.3	14.1	1.6	3.1	4.9	6.0	8.2	9.3	11.3	5.7
										希望ヶ丘	1.4	3.3	5.2	7.1	8.3	9.6	12.4	3.3	4.8	6.6	7.7	9.9	11.0	13.0	7.4
											三ツ境	1.9	3.8	5.7	6.9	8.2	11.0	4.7	6.2	8.0	9.1	11.3	12.4	14.4	8.8
												瀬谷	1.9	3.8	5.0	6.3	9.1	6.6	8.1	9.9	11.0	13.2	14.3	16.3	10.7
													大和	1.9	3.1	4.4	7.2	8.5	10.0	11.8	12.9	15.1	16.2	18.2	12.6
														相模大塚	1.2	2.5	5.3	10.4	11.9	13.7	14.8	17.0	18.1	20.1	14.5
															さがみ野	1.3	4.1	11.6	13.1	14.9	16.0	18.2	19.3	21.3	15.7
																かしわ台	2.8	12.9	14.4	16.2	17.3	19.5	20.6	22.6	17.0
																	海老名	15.7	17.2	19.0	20.1	22.3	23.4	25.4	19.8
																		南万騎が原	1.5	3.3	4.4	6.6	7.7	9.7	7.3
																			緑園都市	1.8	2.9	5.1	6.2	8.2	8.8
																				弥生台	1.1	3.3	4.4	6.4	10.6
																					いずみ野	2.2	3.3	5.3	11.7
																						いずみ中央	1.1	3.1	13.9
																							ゆめが丘	2.0	15.0
																								湘南台	17.0
																									羽沢横浜国大

(単位:km)

3. 申請普通旅客運賃表

(1) 1円単位運賃

本線																		いずみ野線							相鉄・JR直通線
横浜	147	147	147	178	178	178	178	199	199	231	231	262	262	283	283	283	314	251	251	282	282	302	353	353	229
	平沼橋	147	147	147	178	178	178	199	199	231	231	231	262	262	283	283	314	251	251	251	282	302	332	353	229
		西横浜	147	147	147	178	178	178	199	199	231	231	262	262	262	283	283	219	251	251	251	302	332	353	229
			天王町	147	147	147	178	178	199	199	231	231	231	262	262	283	283	219	251	251	251	302	332	353	208
				星川	147	147	178	178	199	199	199	231	231	262	262	262	283	219	219	251	251	302	332	332	208
					和田町	147	147	178	178	199	199	231	231	231	262	262	283	219	219	251	251	271	332	332	208
						上星川	147	178	178	199	199	199	231	231	262	262	283	219	219	219	251	271	301	332	208
							西谷	147	178	178	178	199	199	231	231	231	262	198	198	219	219	271	301	301	177
								鶴ヶ峰	147	178	178	178	199	199	231	231	262	198	198	198	219	239	301	301	208
									二俣川	147	178	178	178	199	199	231	231	167	198	198	198	239	269	301	208
										希望ヶ丘	147	178	178	199	199	199	231	198	198	198	219	239	269	301	229
											三ツ境	147	178	178	178	199	199	198	198	219	219	271	301	301	229
												瀬谷	147	178	178	178	199	198	219	219	219	271	301	332	229
													大和	147	178	178	199	219	219	251	251	302	332	332	261
														相模大塚	147	147	178	219	251	251	251	302	332	353	261
															さがみ野	147	178	251	251	251	282	302	353	353	292
																かしわ台	147	251	251	282	282	323	353	353	292
																	海老名	282	282	282	303	323	384	384	313
																		南万騎が原	167	198	198	218	269	269	249
																			緑園都市	167	167	198	228	249	249
																				弥生台	167	198	228	228	249
																					いずみ野	167	228	228	281
																						いずみ中央	177	208	301
																							ゆめが丘	177	331
																								湘南台	362
																									羽沢横浜国大

(単位:円)

3. 申請普通旅客運賃表

(2) 10円単位運賃

本線																	いずみ野線							相鉄・JR直通線
横浜	150	150	150	180	180	180	180	200	200	240	240	270	270	290	290	290	320	260	260	290	290	310	360	360	230
	平沼橋	150	150	150	180	180	180	200	200	240	240	240	270	270	290	290	320	260	260	260	290	310	340	360	230
		西横浜	150	150	150	180	180	180	200	200	240	240	270	270	270	290	290	220	260	260	260	310	340	360	230
			天王町	150	150	150	180	180	200	200	240	240	240	270	270	290	290	220	260	260	260	310	340	360	210
				星川	150	150	180	180	200	200	200	240	240	270	270	270	290	220	220	260	260	310	340	340	210
					和田町	150	150	180	180	200	200	240	240	240	270	270	290	220	220	260	260	280	340	340	210
						上星川	150	180	180	200	200	200	240	240	270	270	290	220	220	220	260	280	310	340	210
							西谷	150	180	180	180	200	200	240	240	240	270	200	200	220	220	280	310	310	180
								鶴ヶ峰	150	180	180	180	200	200	240	240	270	200	200	200	220	240	310	310	210
									二俣川	150	180	180	180	200	200	240	240	170	200	200	200	240	270	310	210
										希望ヶ丘	150	180	180	200	200	200	240	200	200	200	220	240	270	310	230
											三ツ境	150	180	180	180	200	200	200	200	220	220	280	310	310	230
												瀬谷	150	180	180	180	200	200	220	220	220	280	310	340	230
													大和	150	180	180	200	220	220	260	260	310	340	340	270
														相模大塚	150	150	180	220	260	260	260	310	340	360	270
															さがみ野	150	180	260	260	260	290	310	360	360	300
																かしわ台	150	260	260	290	290	330	360	360	300
																	海老名	290	290	290	310	330	390	390	320
																		南万騎が原	170	200	200	220	270	270	250
																			緑園都市	170	170	200	230	250	250
																				弥生台	170	200	230	230	250
																					いずみ野	170	230	230	290
																						いずみ中央	180	210	310
																							ゆめが丘	180	340
																								湘南台	370
																									羽沢横浜国大

(単位:円)

4. 現行・申請運賃一覧表

現行

普通旅客運賃

キロ程	1円単位運賃
1	144　円
2	144
3	144
4	174
5	174
6	174
7	174
8	195
9	195
10	195
11	195
12	226
13	226
14	226
15	226
16	258
17	258
18	258
19	258
20	278
21	278
22	278
23	278
24	308
25	308
26	308

キロ程	10円単位運賃
1	150　円
2	150
3	150
4	180
5	180
6	180
7	180
8	200
9	200
10	200
11	200
12	230
13	230
14	230
15	230
16	260
17	260
18	260
19	260
20	280
21	280
22	280
23	280
24	310
25	310
26	310

申請

普通旅客運賃

キロ程	1円単位運賃
1	147　円
2	147
3	147
4	178
5	178
6	178
7	178
8	199
9	199
10	199
11	199
12	231
13	231
14	231
15	231
16	262
17	262
18	262
19	262
20	283
21	283
22	283
23	283
24	314
25	314
26	314

キロ程	10円単位運賃
1	150　円
2	150
3	150
4	180
5	180
6	180
7	180
8	200
9	200
10	200
11	200
12	240
13	240
14	240
15	240
16	270
17	270
18	270
19	270
20	290
21	290
22	290
23	290
24	320
25	320
26	320

※参考

キロ程	税抜運賃
1	134　円
2	134
3	134
4	162
5	162
6	162
7	162
8	181
9	181
10	181
11	181
12	210
13	210
14	210
15	210
16	239
17	239
18	239
19	239
20	258
21	258
22	258
23	258
24	286
25	286
26	286

※参考として表示した「税抜運賃」とは、2014年3月31日時点の税込普通旅客運賃に105分の5を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）をいう。この「税抜運賃」は申請普通旅客運賃を算出するための基準となる運賃である。

現　　行

定期旅客運賃（１か月）

通勤定期旅客運賃

キロ程	運　賃
1	3,680　円
2	4,270
3	4,870
4	5,580
5	6,290
6	6,680
7	7,070
8	7,360
9	7,660
10	7,960
11	8,250
12	8,530
13	8,810
14	9,090
15	9,370
16	9,660
17	9,960
18	10,260
19	10,560
20	10,770
21	10,990
22	11,210
23	11,420
24	11,730
25	12,040
26	12,350

通学定期旅客運賃

キロ程	運　賃
1	1,170　円
2	1,390
3	1,620
4	1,830
5	2,040
6	2,260
7	2,470
8	2,650
9	2,820
10	3,000
11	3,170
12	3,320
13	3,460
14	3,610
15	3,750
16	3,870
17	4,000
18	4,120
19	4,240
20	4,360
21	4,470
22	4,580
23	4,700
24	4,760
25	4,820
26	4,880

申　　請

定期旅客運賃（１か月）

通勤定期旅客運賃

キロ程	運　賃
1	3,740　円
2	4,340
3	4,960
4	5,680
5	6,400
6	6,800
7	7,200
8	7,490
9	7,800
10	8,100
11	8,400
12	8,680
13	8,970
14	9,250
15	9,540
16	9,830
17	10,140
18	10,450
19	10,750
20	10,960
21	11,190
22	11,410
23	11,630
24	11,940
25	12,260
26	12,570

通学定期旅客運賃

キロ程	運　賃
1	1,190　円
2	1,410
3	1,650
4	1,860
5	2,070
6	2,300
7	2,510
8	2,690
9	2,870
10	3,050
11	3,210
12	3,370
13	3,510
14	3,660
15	3,800
16	3,930
17	4,060
18	4,180
19	4,300
20	4,430
21	4,540
22	4,650
23	4,770
24	4,830
25	4,890
26	4,960

5. 旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃現行・申請対照表

現　　行	申　　請
旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃 第一　旅客運賃の計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額とする。 1　普通旅客運賃 対キロ区間制とする。（別表のとおり） (1) キロ程のは数計算方 旅客運賃の計算に用いる営業キロ程の１キロメートル未満のは数は、これを１キロメートルに切り上げる。 (2) 旅客運賃計算上のキロ程等の計算方 ア 鉄道が同一方向に連続する場合に限り、営業キロを通算して計算する。 イ 往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を２倍した額とする。 (3) １円単位運賃及び１０円単位運賃 ア １円単位運賃 普通旅客運賃のうち、ＩＣカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する運賃をいう。 イ １０円単位運賃 係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、上記以外の場合に適用される運賃をいう。 (4) 片道普通旅客運賃の計算方 ア 大人旅客運賃 (ｱ) １円単位運賃 ３キロメートルまで　１４４円 ３キロメートルを超え ７キロメートルまで　１７４円	旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃 第一　旅客運賃の計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額とする。 1　普通旅客運賃 対キロ区間制とする。（別表のとおり） (1)、(2)、(3)　略 <

現　　行	申　　請
7キロメートルを超え 11キロメートルまで　195円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで　199円
11キロメートルを超え 15キロメートルまで　226円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで　231円
15キロメートルを超え 19キロメートルまで　258円	15キロメートルを超え 19キロメートルまで　262円
19キロメートルを超え 23キロメートルまで　278円	19キロメートルを超え 23キロメートルまで　283円
23キロメートルを超え 26キロメートルまで　308円	23キロメートルを超え 26キロメートルまで　314円
(イ)　10円単位運賃 3キロメートルまで　150円	(イ)　10円単位運賃 3キロメートルまで　150円
3キロメートルを超え 7キロメートルまで　180円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで　180円
7キロメートルを超え 11キロメートルまで　200円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで　200円
11キロメートルを超え 15キロメートルまで　230円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで　240円
15キロメートルを超え 19キロメートルまで　260円	15キロメートルを超え 19キロメートルまで　270円
19キロメートルを超え 23キロメートルまで　280円	19キロメートルを超え 23キロメートルまで　290円
23キロメートルを超え 26キロメートルまで　310円	23キロメートルを超え 26キロメートルまで　320円

現　　行	申　　請
(ｳ) いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合 いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記(ｱ)(ｲ)それぞれの運賃に次の金額を加算した額とする。 (i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、４０円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが６ｋｍ以下の場合は２０円を加算する。 (ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は３０円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。	(ｳ) いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合 いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記(ｱ)(ｲ)それぞれの運賃に次の金額を加算した額とする。 (i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、４０円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが６ｋｍ以下の場合は２０円を加算する。 (ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は３０円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。
(ｴ) 相鉄・ＪＲ直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、３０円を加算する。	(ｴ) 相鉄・ＪＲ直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、３０円を加算する。
イ 小児、幼児及び乳児の運賃計算方 (ｱ) １円単位の小児の片道普通旅客運賃は、１円単位の大人の片道普通旅客運賃を折半し、１円未満のは数を切り捨てた額とする。 (ｲ) １０円単位の小児の片道普通旅客運賃は、１０円単位の大人の片道普通旅客運賃を折半し、１０円未満のは数を１０円単位に切り上げた額（以下この方法を「は数計算」という。）とする。 (ｳ) 幼児及び乳児の旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とする。	イ、ウ　略

現　　行	申　　請
ウ 割引の旅客運賃の計算方 (ｱ) 割引の旅客運賃は、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引き、は数計算した額とする。 (ｲ) 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、各区間ごとに割引額を差し引いて、は数計算した額とする。	
2　定期旅客運賃 表定制とする。（別表のとおり） (1) キロ程のは数計算方 普通旅客運賃計算の場合と同様とする。 (2) 旅客運賃計算上のキロ程の計算方 鉄道が同一方向に連続する場合に限り、営業キロを通算する。	2　定期旅客運賃 表定制とする。（別表のとおり） (1)、(2)　略
(3) 定期旅客運賃の計算方（１か月運賃） ア 通勤定期旅客運賃 １キロメートルまで　３，６８０円 １キロメートルを超え ２キロメートルまで　４，２７０円 ２キロメートルを超え ３キロメートルまで　４，８７０円 ３キロメートルを超え ４キロメートルまで　５，５８０円 ４キロメートルを超え ５キロメートルまで　６，２９０円 ５キロメートルを超え ６キロメートルまで　６，６８０円 ６キロメートルを超え ７キロメートルまで　７，０７０円	(3) 定期旅客運賃の計算方（１か月運賃） ア 通勤定期旅客運賃 １キロメートルまで　３，７４０円 １キロメートルを超え ２キロメートルまで　４，３４０円 ２キロメートルを超え ３キロメートルまで　４，９６０円 ３キロメートルを超え ４キロメートルまで　５，６８０円 ４キロメートルを超え ５キロメートルまで　６，４００円 ５キロメートルを超え ６キロメートルまで　６，８００円 ６キロメートルを超え ７キロメートルまで　７，２００円

現　　行		申　　請	
７キロメートルを超え８キロメートルまで	７，３６０円	７キロメートルを超え８キロメートルまで	７，４９０円
８キロメートルを超え９キロメートルまで	７，６６０円	８キロメートルを超え９キロメートルまで	７，８００円
９キロメートルを超え１０キロメートルまで	７，９６０円	９キロメートルを超え１０キロメートルまで	８，１００円
１０キロメートルを超え１１キロメートルまで	８，２５０円	１０キロメートルを超え１１キロメートルまで	８，４００円
１１キロメートルを超え１２キロメートルまで	８，５３０円	１１キロメートルを超え１２キロメートルまで	８，６８０円
１２キロメートルを超え１３キロメートルまで	８，８１０円	１２キロメートルを超え１３キロメートルまで	８，９７０円
１３キロメートルを超え１４キロメートルまで	９，０９０円	１３キロメートルを超え１４キロメートルまで	９，２５０円
１４キロメートルを超え１５キロメートルまで	９，３７０円	１４キロメートルを超え１５キロメートルまで	９，５４０円
１５キロメートルを超え１６キロメートルまで	９，６６０円	１５キロメートルを超え１６キロメートルまで	９，８３０円
１６キロメートルを超え１７キロメートルまで	９，９６０円	１６キロメートルを超え１７キロメートルまで	１０，１４０円
１７キロメートルを超え１８キロメートルまで	１０，２６０円	１７キロメートルを超え１８キロメートルまで	１０，４５０円
１８キロメートルを超え１９キロメートルまで	１０，５６０円	１８キロメートルを超え１９キロメートルまで	１０，７５０円

現　　行	申　　請
１９キロメートルを超え ２０キロメートルまで　　１０，７７０円	１９キロメートルを超え ２０キロメートルまで　　１０，９６０円
２０キロメートルを超え ２１キロメートルまで　　１０，９９０円	２０キロメートルを超え ２１キロメートルまで　　１１，１９０円
２１キロメートルを超え ２２キロメートルまで　　１１，２１０円	２１キロメートルを超え ２２キロメートルまで　　１１，４１０円
２２キロメートルを超え ２３キロメートルまで　　１１，４２０円	２２キロメートルを超え ２３キロメートルまで　　１１，６３０円
２３キロメートルを超え ２４キロメートルまで　　１１，７３０円	２３キロメートルを超え ２４キロメートルまで　　１１，９４０円
２４キロメートルを超え ２５キロメートルまで　　１２，０４０円	２４キロメートルを超え ２５キロメートルまで　　１２，２６０円
２５キロメートルを超え ２６キロメートルまで　　１２，３５０円	２５キロメートルを超え ２６キロメートルまで　　１２，５７０円
ただし、次の場合は、それぞれの額を加算する。 いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。 (i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、８４０円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが６ｋｍ以下の場合は４２０円を加算する。 (ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は６３０円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。	ただし、次の場合は、それぞれの額を加算する。 いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。 (i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、８６０円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが６ｋｍ以下の場合は４３０円を加算する。 (ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は６４０円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。

現　　行	申　　請
相鉄・ＪＲ直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、１，１４０円を加算した額とする。	相鉄・ＪＲ直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、１，１６０円を加算した額とする。
イ　通学定期旅客運賃	イ　通学定期旅客運賃
１キロメートルまで　１，１７０円	１キロメートルまで　１，１９０円
１キロメートルを超え２キロメートルまで　１，３９０円	１キロメートルを超え２キロメートルまで　１，４１０円
２キロメートルを超え３キロメートルまで　１，６２０円	２キロメートルを超え３キロメートルまで　１，６５０円
３キロメートルを超え４キロメートルまで　１，８３０円	３キロメートルを超え４キロメートルまで　１，８６０円
４キロメートルを超え５キロメートルまで　２，０４０円	４キロメートルを超え５キロメートルまで　２，０７０円
５キロメートルを超え６キロメートルまで　２，２６０円	５キロメートルを超え６キロメートルまで　２，３００円
６キロメートルを超え７キロメートルまで　２，４７０円	６キロメートルを超え７キロメートルまで　２，５１０円
７キロメートルを超え８キロメートルまで　２，６５０円	７キロメートルを超え８キロメートルまで　２，６９０円
８キロメートルを超え９キロメートルまで　２，８２０円	８キロメートルを超え９キロメートルまで　２，８７０円
９キロメートルを超え１０キロメートルまで　３，０００円	９キロメートルを超え１０キロメートルまで　３，０５０円
１０キロメートルを超え１１キロメートルまで　３，１７０円	１０キロメートルを超え１１キロメートルまで　３，２１０円

現　　行		申　　請	
１１キロメートルを超え１２キロメートルまで	３，３２０円	１１キロメートルを超え１２キロメートルまで	３，３７０円
１２キロメートルを超え１３キロメートルまで	３，４６０円	１２キロメートルを超え１３キロメートルまで	３，５１０円
１３キロメートルを超え１４キロメートルまで	３，６１０円	１３キロメートルを超え１４キロメートルまで	３，６６０円
１４キロメートルを超え１５キロメートルまで	３，７５０円	１４キロメートルを超え１５キロメートルまで	３，８００円
１５キロメートルを超え１６キロメートルまで	３，８７０円	１５キロメートルを超え１６キロメートルまで	３，９３０円
１６キロメートルを超え１７キロメートルまで	４，０００円	１６キロメートルを超え１７キロメートルまで	４，０６０円
１７キロメートルを超え１８キロメートルまで	４，１２０円	１７キロメートルを超え１８キロメートルまで	４，１８０円
１８キロメートルを超え１９キロメートルまで	４，２４０円	１８キロメートルを超え１９キロメートルまで	４，３００円
１９キロメートルを超え２０キロメートルまで	４，３６０円	１９キロメートルを超え２０キロメートルまで	４，４３０円
２０キロメートルを超え２１キロメートルまで	４，４７０円	２０キロメートルを超え２１キロメートルまで	４，５４０円
２１キロメートルを超え２２キロメートルまで	４，５８０円	２１キロメートルを超え２２キロメートルまで	４，６５０円
２２キロメートルを超え２３キロメートルまで	４，７００円	２２キロメートルを超え２３キロメートルまで	４，７７０円

現　　行	申　　請
２３キロメートルを超え ２４キロメートルまで　　４，７６０円 ２４キロメートルを超え ２５キロメートルまで　　４，８２０円 ２５キロメートルを超え ２６キロメートルまで　　４，８８０円 ただし、次の場合は、それぞれの額を加算する。 いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。 (i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、４３０円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが６ｋｍ以下の場合は２１０円を加算する。 (ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は３２０円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。 相鉄・ＪＲ直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、４３０円を加算した額とする。 (4)　３か月、６か月定期旅客運賃の計算方 ア　３か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を３倍し、これを５分引きして、は数計算した額とする。 イ　６か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を６倍し、これを１割引して、は数計算した額とする。	２３キロメートルを超え ２４キロメートルまで　　４，８３０円 ２４キロメートルを超え ２５キロメートルまで　　４，８９０円 ２５キロメートルを超え ２６キロメートルまで　　４，９６０円 ただし、次の場合は、それぞれの額を加算する。 いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。 (i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、４４０円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが６ｋｍ以下の場合は２１０円を加算する。 (ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は３３０円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。 相鉄・ＪＲ直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、４４０円を加算した額とする。 (4)、(5)、(6)　略

現　　行	申　　請
(5) 小児定期旅客運賃の計算方 小児定期旅客運賃は、その旅客運賃を割引する場合を除いて、大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。 (6) 割引の旅客運賃の計算方 割引の旅客運賃は、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の運賃から割引額を差し引き、は数計算した額とする。	
3　回数旅客運賃 １０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1) 普通回数旅客運賃の計算方 ア 大人普通回数旅客運賃 １１券片とし、その区間の大人片道普通旅客運賃を１０倍した額とする。 イ 小児普通回数旅客運賃 １１券片とし、その区間の小児片道普通旅客運賃を１０倍した額とする。 (2) 時差回数旅客運賃の計算方 １２券片とし、その区間の大人片道普通旅客運賃を１０倍した額とする。 (3) 土・休日割引回数旅客運賃の計算方 １４券片とし、その区間の大人片道普通旅客運賃を１０倍した額とする。	3　略
4　団体旅客運賃 １０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1) 大人団体旅客運賃の計算方 全行程に対する１人当り大人普通旅客運賃から(4)の割引率による割引額を差し引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。 (2) 小児団体旅客運賃の計算方 全行程に対する１人当り小児旅客運賃から(4)の割引率による割引額を差し引いた額を、	4　略

現　　行	申　　請
は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。 (3) 大人・小児混乗の場合の団体旅客運賃の計算方 大人・小児各別に上記(1)(2)によって算出した額を合計したものとする。 (4) 団体割引率 ア 学生団体 ２５人以上　３割引 １００人以上　４割引 ３００人以上　５割引 ただし、付添人・教職員及び旅行斡旋人は、３割引とする。 イ 普通団体 ２５人以上　２割引 １００人以上　３割引 ３００人以上　４割引 (5) 無賃扱い人員 普通団体に対しては、団体旅客が５１人以上１００人まではうち１人、１０１人以上はうち２人を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。	
5　特殊割引旅客運賃 (1) 特殊割引旅客運賃の計算方 ア 普通旅客運賃（１０円単位運賃）、定期、普通回数旅客運賃 無割引の旅客運賃から次の割引率による割引額を差し引いて、は数計算した額とする。 (1) 被救護者及び付添人 普通旅客運賃を５割引する。 (2) 身体障害者及び介護者 普通旅客運賃、定期旅客運賃又は普通回数旅客運賃を５割引する。ただし、小児定期旅客運賃は割引しない。	5　略

現　　行	申　　請
(3) 知的障害者及び介護者 普通旅客運賃、定期旅客運賃又は普通回数旅客運賃を５割引する。ただし、小児定期旅客運賃は割引しない。 (4) 戦没者遺族 往復になるものに限り普通旅客運賃を５割引する。 (5) 放送大学の学生 普通回数旅客運賃を２割引する。 (6) 通信教育を行う高等学校の生徒 普通回数旅客運賃を５割引する。 イ　普通旅客運賃（１円単位運賃） １円単位運賃に対する割引額は、無割引の１円単位運賃から次の割引率による割引額を差し引いて１円未満の端数を切り捨てた額とする。 (ｱ) 身体障害者と介護者　５割引 (ｲ) 知的障害者と介護者　５割引	

別　表

現　　行

普通旅客運賃

初程	1円単位運賃
1	144　円
2	144
3	144
4	174
5	174
6	174
7	174
8	195
9	195
10	195
11	195
12	226
13	226
14	226
15	226
16	258
17	258
18	258
19	258
20	278
21	278
22	278
23	278
24	308
25	308
26	308

初程	10円単位運賃
1	150　円
2	150
3	150
4	180
5	180
6	180
7	180
8	200
9	200
10	200
11	200
12	230
13	230
14	230
15	230
16	260
17	260
18	260
19	260
20	280
21	280
22	280
23	280
24	310
25	310
26	310

申　　請

普通旅客運賃

初程	1円単位運賃
1	147　円
2	147
3	147
4	178
5	178
6	178
7	178
8	199
9	199
10	199
11	199
12	231
13	231
14	231
15	231
16	262
17	262
18	262
19	262
20	283
21	283
22	283
23	283
24	314
25	314
26	314

初程	10円単位運賃
1	150　円
2	150
3	150
4	180
5	180
6	180
7	180
8	200
9	200
10	200
11	200
12	240
13	240
14	240
15	240
16	270
17	270
18	270
19	270
20	290
21	290
22	290
23	290
24	320
25	320
26	320

※参考

初程	税抜運賃
1	134　円
2	134
3	134
4	162
5	162
6	162
7	162
8	181
9	181
10	181
11	181
12	210
13	210
14	210
15	210
16	239
17	239
18	239
19	239
20	258
21	258
22	258
23	258
24	286
25	286
26	286

※参考として表示した「税抜運賃」とは、2014年3月31日現在の税込普通旅客運賃に105分の5を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）をいう。この「税抜運賃」は申請普通旅客運賃を算出するための基準となる運賃である。

別　表　つづき

現　　行

定期旅客運賃（１か月）

通勤定期旅客運賃

キロ程	運　賃
1	3,680　円
2	4,270
3	4,870
4	5,580
5	6,290
6	6,680
7	7,070
8	7,360
9	7,660
10	7,960
11	8,250
12	8,530
13	8,810
14	9,090
15	9,370
16	9,660
17	9,960
18	10,260
19	10,560
20	10,770
21	10,990
22	11,210
23	11,420
24	11,730
25	12,040
26	12,350

通学定期旅客運賃

キロ程	運　賃
1	1,170　円
2	1,390
3	1,620
4	1,830
5	2,040
6	2,260
7	2,470
8	2,650
9	2,820
10	3,000
11	3,170
12	3,320
13	3,460
14	3,610
15	3,750
16	3,870
17	4,000
18	4,120
19	4,240
20	4,360
21	4,470
22	4,580
23	4,700
24	4,760
25	4,820
26	4,880

申　　請

定期旅客運賃（１か月）

通勤定期旅客運賃

キロ程	運　賃
1	3,740　円
2	4,340
3	4,960
4	5,680
5	6,400
6	6,800
7	7,200
8	7,490
9	7,800
10	8,100
11	8,400
12	8,680
13	8,970
14	9,250
15	9,540
16	9,830
17	10,140
18	10,450
19	10,750
20	10,960
21	11,190
22	11,410
23	11,630
24	11,940
25	12,260
26	12,570

通学定期旅客運賃

キロ程	運　賃
1	1,190　円
2	1,410
3	1,650
4	1,860
5	2,070
6	2,300
7	2,510
8	2,690
9	2,870
10	3,050
11	3,210
12	3,370
13	3,510
14	3,660
15	3,800
16	3,930
17	4,060
18	4,180
19	4,300
20	4,430
21	4,540
22	4,650
23	4,770
24	4,830
25	4,890
26	4,960

現　　行	申　　請
第二　旅客運賃の適用方法 1　普通旅客 (1) 旅客の区分 ア 大人、小児、幼児及び乳児の別 (ｱ) 大人　　１２歳以上の者 (ｲ) 小児　　６歳以上１２歳未満の者 (ｳ) 幼児　　１歳以上６歳未満の者 (ｴ) 乳児　　１歳未満の者 １２歳以上１３歳未満の小学校児童は小児とし、６歳以上７歳未満の小学校入学前の小児は幼児として取り扱うことができる。 イ 幼児を小児とみなして取り扱う場合 (ｱ) 幼児が幼児だけで旅行をするとき (ｲ) 幼児が乗車券を所持する６歳以上の旅客（団体旅客を除く。）に２人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、２人をこえた者だけ小児とみなす。 (2) 有効期間 ア 片道・往復各乗車券 (ｱ) 片道乗車券　　１日 (ｲ) 往復乗車券　　片道乗車券の有効期間の２倍とする。 イ 有効期間の起算日と初日の計算 有効期間の初日は時間の長短にかかわらず１日として計算し、その起算日は有効期間の開始日を指定して発売したものを除き乗車券を発行した当日から起算する。 （他の乗車券も同様とする。） (3) 運賃を１円単位で収受する場合 ア 適用条件 ＩＣカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する。	第二　旅客運賃の適用方法 1　略

現　　行	申　　請
イ 適用範囲 当社線の各駅相互間及び当社線と「ＰＡＳＭＯ」取扱鉄道事業者との各駅相互間、当社線と東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｓｕｉｃａ」又は東京モノレール株式会社が発行する「モノレールＳｕｉｃａ」又は東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」の各取扱鉄道事業者との各駅相互間（首都圏エリアに限る）とする。 ⑷ 運賃を１０円単位で収受する場合 ア 適用条件 係員または乗車券類発売機により乗車券類を購入した場合等、前項以外の場合に適用する。 イ 途中下車 途中駅にて下車した場合は前途に対し無効とする。	
2　定期旅客（定期乗車券） ⑴ 旅客の区分 ア 大人、小児、幼児及び乳児の別 ㈠ 大人　　１２歳以上の者 ㈡ 小児　　６歳以上１２歳未満の者 ㈢ 幼児　　１歳以上６歳未満の者 ㈣ 乳児　　１歳未満の者 １２歳以上１３歳未満の小学校児童は小児とし、６歳以上７歳未満の小学校入学前の小児は幼児として取り扱うことができる。 イ 幼児を小児とみなして取り扱う場合 ㈠ 幼児が幼児だけで旅行するとき。 ㈡ 幼児が乗車券を所持する６歳以上の旅客に２人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、２人をこえた者だけ小児とみなす。 ウ 大人を小児とみなして取り扱う場合 小児用定期乗車券は有効期間中にその使用旅客の年齢が１２歳に達した場合であっ	2　略

現　　行	申　　請
てもこれを有効とする。 (2) 発売条件 ア 通勤定期乗車券 常時区間及び経路を同じくして乗車する旅客が、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に発売する。 イ 通学定期乗車券 指定学校の学生、生徒、児童又は幼児が通学のため居住地最寄駅と在籍する指定学校最寄駅との相互間を常時区間及び経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において発行した通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に発売する。又、指定学校の学生、生徒もしくは児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で、相模鉄道が必要と認めるときは上記に準じて通学定期乗車券を発売する。 (3) 有効期間 ア 各種有効期間 通勤及び通学定期乗車券　　1か月、3か月又は6か月 イ 有効開始日及び発売日 常時発売するものとし、有効開始日を指定して発売したものの外、発売日より有効を開始する。 (4) 途中下車及び途中乗車 特に制限をしない。 (5) 乗車制限 特に制限をしない。 (6) 乗車回数 特に制限をしない。	

現　　行	申　　請
3　回数旅客（回数乗車券） (1) 旅客の区分 ア　大人、小児、幼児又は乳児の別 (ｱ) 大人　　１２歳以上の者 (ｲ) 小児　　６歳以上１２歳未満の者 (ｳ) 幼児　　１歳以上６歳未満の者 (ｴ) 乳児　　１歳未満の者 １２歳以上１３歳未満の小学校児童は小児とし、６歳以上７歳未満の小学校入学前の小児は幼児として取り扱うことができる。 イ　幼児を小児とみなして取り扱う場合 (ｱ) 幼児が幼児だけで旅行するとき。 (ｲ) 幼児が乗車券を所持する６歳以上の旅客に２人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、２人をこえた者だけ小児とみなす。 ウ　大人を小児とみなして取り扱う場合 小児用回数乗車券は有効期間中にその使用旅客の年齢が１２歳に達した場合であってもこれを有効とする。 (2) 発売条件 ア　普通回数乗車券 同一区間をしばしば乗車する旅客又は同時に同一区間を乗車するグループ旅客に対して発売する。 イ　時差回数乗車券 平日の１０時から１６時までの間と土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、年末年始（１２月３０日、１２月３１日、１月２日、１月３日）の終日に、同一区間をしばしば乗車する大人旅客又は同時に同一区間を乗車する大人グループ旅客に対して発売する。	3　略

現　　行	申　　請
ウ　土・休日割引回数乗車券 　土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、年末年始（１２月３０日、１２月３１日、１月２日、１月３日）に同一区間をしばしば乗車する大人旅客又は同時に同一区間を乗車する大人グループ旅客に対して発売する。 (3) 有効期間 　３か月とする。 (4) 途中下車 　途中駅にて下車した場合は前途に対し無効とする。	
4　団体旅客（団体乗車券） (1) 旅客の区分 ア　大人、小児、幼児又は乳児の別 (ｱ) 大人　　１２歳以上の者 (ｲ) 小児　　６歳以上１２歳未満の者 (ｳ) 幼児　　１歳以上６歳未満の者 (ｴ) 乳児　　１歳未満の者 　１２歳以上１３歳未満の小学校児童は小児とし、６歳以上７歳未満の小学校入学前の小児は幼児として取り扱うことができる。 イ　幼児を小児とみなして取り扱う場合 　幼児が団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。 ウ　大人を小児とみなして取り扱う場合 　小学校児童によって構成された学生団体旅客中に１２歳以上１３歳未満の児童がある場合は、小児とみなして取り扱う。 (2) 発売条件 　旅客が発着駅及び目的を同じくして１団体となって全行程を同一の人員で旅行する場合で、相模鉄道が運送の引き受けをしたときは次の区別によって普通旅客運賃を割引する。	4　略

現　　行	申　　請
ア　学生団体 指定学校の学生、生徒、児童もしくは幼児、児童福祉法第３９条に規定する保育所の児童及び同法第３９条の２に規定する幼保連携型認定こども園の児童２５人以上の者とその付添人、当該学校もしくは保育所の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。）又は、これと同行する旅行斡旋人とによって構成された団体で、その学校、保育所の教職員が引率するもの。 ただし、へき地教育振興法第２条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合はその人員が２５人未満のときであってもこの取り扱いをする。 付添人は幼稚園の幼児、保育所の児童又は小学校第３学年以下の児童であるとき、あるいは障害又は虚弱のため、相模鉄道において付添を必要と認めるときでその人員は旅客１人につき１人とし、旅行斡旋人は当該団体を構成する人員が１００人までのときは１人、１０１人以上は２人以内とする。 イ　普通団体 上記ア以外の旅客によって構成された２５人以上の団体で責任のある代表者が引率するもの。 (3)　発売日、有効期間及び途中下車 発売日は旅客の出発日の２１日前からとする。その他についてはその都度定める。 (4)　責任人員 臨時列車の設定又は客車の増結等の特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、その団体旅客の申込人員（大人と小児との混合の団体の場合は、大人と小児の各別の申込人員）の９割に相当する人員（１人未満のは数は大人と小児とを各別に切り捨てる。）を責任人	

現　　行	申　　請
員とし、実際乗車人員がこれにみたない場合であっても責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件とする。 (5) 団体旅客に対する保証金 団体旅客に対し責任人員をつけた場合、又は相模鉄道が必要と認めるときは、その申込人員に相当する団体旅客運賃の１割に相当する額（１００円未満のは数は１００円に切り上げる。）を保証金として収受することがある。	
5　特殊割引旅客（特殊割引乗車券） (1) 被救護者割引 学校及び救護施設指定取扱規則第 21 条に規定する施設に保護され又は救護される者が旅行する場合で、所定の被救護者旅客運賃割引証を提出した場合に割引証１枚について１人１回に限り片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。 被救護者が老幼、虚弱もしくは障害のため、又は逃亡のおそれがあるため被救護者に付添人をつける場合で被救護者とその付添人とが同時に同一区間を乗車する場合に限って被救護者１人に対して１人の付添人を割引する。 (2) 身体障害者割引 ア　身体障害者 (ｱ) 身体障害者とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者をいう。 a　視覚に障害がある者 b　聴覚又は平衡機能に障害がある者 c　音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者 d　肢体不自由者	5　略

現　　行	申　　請
e　心臓、肝臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能に障害がある者 なお、適用にあたっては、身体障害者を別表により第１種身体障害者及び第２種身体障害者に分ける。	

別　表

現　　行	申　　請
身体障害者の範囲及び種別の区分 （下記表参照） （注１）　上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第５号（平成３０年７月１日現在）によるものであり、東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和６２年４月１日公告第９号）別表と同一である。 （注２）　上記左欄に掲げる障害を２つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第１種身体障害者欄に準ずるものも第１種身体障害者とする。	略

障害種別＼等級及び割引種別			第１種身体障害者（本人及び介護者）	第２種身体障害者（本　　人）
視覚障害			１級から３級及び４級の１	４級の２、４級の３５級及び６級
聴覚又は平衡機能の障害		聴覚障害	２級及び３級	４級及び６級
		平衡機能障害	—	３級及び５級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害			—	３級及び４級
肢体不自由	上　股		１級、２級の１及び２級の２	２級の３、２級の４及び３級から６級
	下　肢		１級、２級及び３級の１	３級の２、３級の３及び４級から６級
	体　幹		１級から３級	５級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級	３級から６級
		移動機能	１級から３級	４級から６級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害		心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害	１級、３級及び４級	—
		ぼうこう又は直腸の機能障害	１級及び３級	４級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害	１級及び４級	—

現　　行	申　　請
イ　介護者 (ｱ) 身体障害者が、第１種身体障害者及び定期乗車券を使用する１２歳未満の第２種身体障害者であるときは、身体障害者１人に対して１人の介護者をつけることができる。 (ｲ) 前(ｱ)の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。 ウ　割引乗車券の種類 (ｱ) 身体障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、次のとおりとする。 a　普通乗車券 第１種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第２種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。 b　定期乗車券 第１種身体障害者及び１２歳未満の第２種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。 c　普通回数乗車券 第１種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。 (ｲ) 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前(ｱ)により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限るものとする。	

現　　行	申　　請
（注）介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。 エ　取扱区間 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び当社線と連絡運輸区域内他社線の各駅相互間とする。 ただし、身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線と連絡運輸区域内他社線の鉄道・航路を通じて片道１００キロメートルをこえる区間を乗車するときに限る。 (3) 知的障害者割引 ア　知的障害者 (ｱ) 知的障害者とは、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者とする。 (ｲ) 前(ｱ)の知的障害者を、次に掲げる第１種知的障害者及び第２種知的障害者に分ける。 a　「第１種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれより重度の者をいう。 (a) 知能指数がおおむね３５以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの （注）日常生活において常時介護を要する程度のものとは、次のいずれかに該当するものであることとされている。 ・日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者。	

現　　行	申　　請
・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者。 (b) 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね５０以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの (注) 知能指数が５０以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が１級、２級又は３級に該当するものとされている。 b　「第２種知的障害者」とは、前ａ以外の者をいう。 イ　介護者 (ｱ) 知的障害者が、第１種知的障害者及び定期乗車券を使用する１２歳未満の第２種知的障害者であるときは、知的障害者１人に対して、１人の介護者をつけることができる。 (ｲ) 前(ｱ)の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。 ウ　割引乗車券の種類 (ｱ) 知的障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、次のとおりとする。 a　普通乗車券 第１種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第２種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。	

現　　行	申　　請
b　定期乗車券 第１種知的障害者及び１２歳未満の第２種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。 c　普通回数乗車券 第１種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。 (ｲ) 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前(ｱ)により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限るものとする。 (注)介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。 エ　取扱区間 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び当社線と連絡運輸区域内他社線の各駅相互間とする。 ただし、知的障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線と連絡運輸区域内他社線の鉄道・航路を通じて片道１００キロメートルをこえる区間を乗車するときに限る。 (4) 戦没者遺族割引 靖国神社に合祀された戦没者遺族が、靖国神社に参拝するため往復乗車する場合で、戦没者遺族旅客運賃割引証を提出した場合は、割引証１枚につき１人に限って割引普通乗車券を、また、戦没者遺族が発着駅を同じくして２５人以上が一団となって旅行する場合で、あらかじめその人員行程、乗車すべき列車その他輸送計画に必要な事項を申し出て相模鉄道の承認を受けたときは、これを遺族団体として団体乗車券を発売する。ただし、無賃扱人員の取扱いはしない。	

現　　行	申　　請
⑸ 通学用普通回数乗車券割引 ア　放送大学の学生 (ｱ) 適用条件 放送大学の学生が、授業の出席及び学校行事等への参加等直接教育と関連のため、区間を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において発行した放送大学学生旅客運賃割引証を提出した場合に、通学用割引普通回数乗車券を発売する。 (ｲ) 有効期間 ３か月とする。 イ　通信教育を行う高等学校の生徒 (ｱ) 適用条件 指定学校のうちの通信教育を行う高等学校の生徒が、面接授業又は試験のため区間を同じくして順路によって乗車する場合で、会社が規定した学校学生生徒旅客運賃割引証を提出した場合に、通学用割引普通回数乗車券を発売する。 (ｲ) 有効期間 ６か月とする。	
第三　乗継運賃 相模鉄道本線（以下「相鉄本線」という。）と東日本旅客鉄道東海道本線（以下「東海道本線」という。）又は東日本旅客鉄道根岸線（以下「根岸線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、相鉄本線と東京急行電鉄東横線（以下「東横線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、相鉄本線と京浜急行電鉄本線（以下「京急本線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、相鉄本線と横浜高速鉄道みなとみらい２１線（以下「みなとみらい線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、相鉄本線及び相模鉄道いずみ野線（以下「いずみ野線」という。）と小	第三　乗継運賃 略

現　　行	申　　請
田急電鉄江ノ島線（以下「江ノ島線」という。）及び小田急電鉄小田原線（以下「小田原線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合の連絡普通旅客運賃の計算方法及び適用方法は次のとおりとする。	
1　適用区間	1　略
(1) 相鉄本線「平沼橋」、「天王町」間各駅と横浜接続	
ア　東海道本線「東神奈川」、「保土ヶ谷」各駅相互間	
イ　根岸線「桜木町」、「関内」各駅相互間	
ウ　東横線「白楽」、「反町」間各駅相互間	
エ　京急本線「子安」、「神奈川」間各駅又は「戸部」、「日ノ出町」各駅相互間	
オ　みなとみらい線「新高島」、「馬車道」間各駅相互間	
(2) 相鉄本線「二俣川」、「瀬谷」間各駅又は「相模大塚」、「かしわ台」間各駅と大和接続江ノ島線「南林間」、「鶴間」各駅又は「桜ヶ丘」、「高座渋谷」各駅相互間	
(3) 相鉄本線「かしわ台」、「さがみ野」各駅と海老名接続小田原線「座間」、「相武台前」各駅又は「厚木」、「本厚木」各駅相互間	
(4) いずみ野線「ゆめが丘」、「いずみ中央」各駅と湘南台接続江ノ島線「長後」、「高座渋谷」各駅又は「六会日大前」、「善行」各駅相互間	
2　運賃の計算方法	2　略
(1) 大人 大人普通旅客運賃から１０円を差し引いた額。	
(2) 小児 小児普通旅客運賃から５円を差し引いた額。 ただし、１０円未満のは数計算は行わない。	

現　　行	申　　請
なお、相鉄本線と東海道本線又は根岸線との乗り継ぎの場合は、小児の普通旅客運賃から１０円を差し引いた額とする。 3　運賃の適用方法 第二の１のとおり 以　上	 3　略 以　上

6. 旅客運輸収入表

（単位：千円）

		現行			改定	増収率	処理方針※ 4.(1)①の収入	処理方針※ 4.(1)②+③	C-D	C/D×100
		(A)	うち消費税額（8%） (a=A×8/108)	10%の場合の消費税額 (b=A×10/108)	(B)	(B-A)/A×100	(C=B-A)	(D=(b-a)+0)		
旅客運輸収入	運賃	34,604,443	2,563,292	3,204,115	35,240,727	1.839	636,284	640,823	-4,539	99.3
	定期外	17,357,295	1,285,726	1,607,157	17,687,496	1.902	330,201	321,431	8,770	102.7
	定期	17,247,148	1,277,567	1,596,958	17,553,231	1.775	306,083	319,391	-13,308	95.8
	料金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	34,604,443	2,563,292	3,204,115	35,240,727	1.839	636,284	640,823	-4,539	99.3

※上記の旅客運輸収入は、需要予測結果に基づき推計した相鉄・ＪＲ直通線加算運賃の収入額を含んだものである。

※　「処理方針」とは、2019年4月4日付け「消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する処理方針」を指す。

注　1．「増収率」欄は小数点第３位までを四捨五入により記載すること。
　　2．「C/D×100」欄は小数点第１位までを四捨五入により記載すること。

7. 定期運賃平均割引率および増収率

（1）定期運賃平均割引率

通勤定期		通学定期	
現行	申請	現行	申請
36.6%	36.7%	75.7%	75.7%

※申請割引率は区間ごとに算出した普通旅客運賃の加重平均額に対する割引率

（2）増収率

本線・いずみ野線

		増収率
定期外	計	1.927%
定期	通勤	1.802%
	通学	1.497%
	計	1.774%
合計		1.851%

相鉄・ＪＲ直通線加算運賃（需要予測結果に基づく推計）

		増収率
定期外	計	0.000%
定期	通勤	1.754%
	通学	2.326%
	計	1.797%
合計		1.003%

		増収率
定　期　外	計	1.902%
定　　期	通　　勤	1.801%
	通　　学	1.508%
	計	1.775%
合　　計		1.839%

※上記の増収率は、需要予測結果に基づき推計した相鉄・ＪＲ直通線加算運賃の収入額を含んだものである。